

1 なぜ、今、「コミュニティ・スクール」か

(1) 少子化による学校統合後の課題

本市では、人口減少や少子高齢化を背景に児童生徒数の減少が続き、複式学級の解消や適正規模の維持を目的として学校統合を進めてきた。児童生徒の教育環境を整え、充実した教育活動を展開するための学校統合ではあるが、地域から学校がなくなったことや学区が拡大したことにより、保護者不在の地域では学校との関わりも遠のく傾向にある。学校と地域との新たな絆づくりや、学校統合後の地域づくりをどうするかが課題として浮上している。

(2) 学校と地域の連携による学校課題への対応

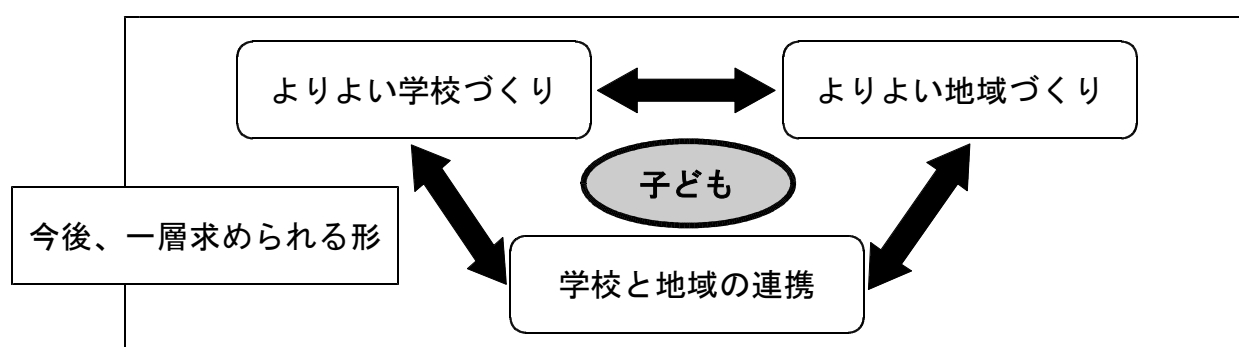
学校と地域の連携は、学校にとっては教育目標を具現するための豊かな教育活動の展開や質の高いふるさと教育の実現に結び付くものであり、地域の人々にとっては互いの絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながる。また、複雑化・多様化する学校課題への対応にあたっては、関係機関からの協力や支援はもとより、地域がもつ教育力を有効に活用することで解決に至ることも期待できる。

(3) 学校と地域が協働して子どもたちの豊かな成長を支えていく仕組みの構築

学校と地域との絆づくりや学校統合後の地域づくり、あるいは複雑化・多様化する学校課題を解決していくためには、学校、保護者、地域住民が子どもを中心に据えて目標を共有し、互いに信頼し合い、一体となって動くことが肝要である。目標の実現に向かって、学校、保護者、地域住民による三位一体の体制を構築し、相互に教育力を高めていくことは、子どもたちの豊かな学びと育ちの実現や地域住民の生き甲斐づくりにもつながっていく。

子ども見守り隊や地域の各種ボランティア団体など、子どもたちのために、学校のために協力したいという人は多い。各学校では、このような保護者や地域住民らによる「学校応援団」との間に築き上げてきた連携の土台がある。この上に、新たに、学校運営参画や学校支援、学校評価機能などを一体的・持続的に実施する仕組みを構築し、学校と保護者、地域住民の協働による学校づくりを推進することにより、質の高い教育の実現や諸課題の解決が今以上に可能になると考える。

このような趣旨からコミュニティ・スクールを導入するものである。



2 男鹿市のコミュニティ・スクールが目指すもの

男鹿市学校教育の基本方針・学校教育の重点目標と努力事項の具現

子どもを中心に据えた学校と地域との連携による「地域と共にある学校」づくり

○目指す学校運営（学校のマネジメント）

◇学校と地域の目標の共有

- ・学校の教育目標の共有
- ・子どもを取り巻く地域の課題の共有

◇地域住民が学校運営に参画（子どもと中心に据えた協働）

- ・学校運営方針や教育計画への地域の意見
- ・学校の教育活動を支えるための支援
- ・学校評価（学校の自己評価についての学校関係者評価）

◇学校運営協議会委員による熟議（学校のビジョン、課題等の徹底討議）

- ・地域住民の学校運営参画
- ・地域力を活かした学校支援

○期待する成果

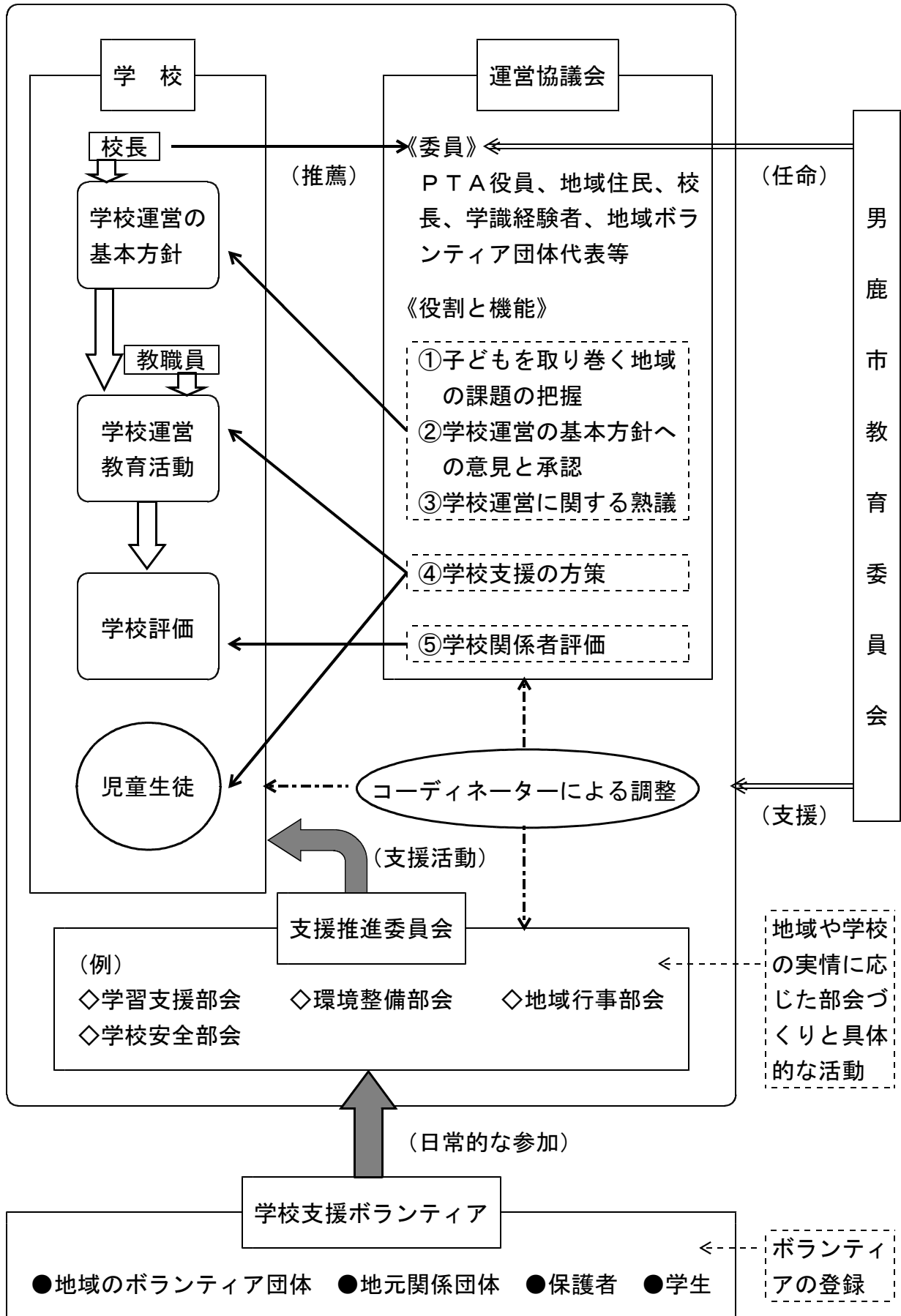
- （学校）・保護者や地域住民の力を学校運営に活かした質の高い教育の実現
- ・学習意欲や学力の向上
- ・児童生徒の問題行動の減少
- （地域）・地域や家庭の教育力の向上
- ・学校を核とした地域ネットワークの形成による地域活力の向上

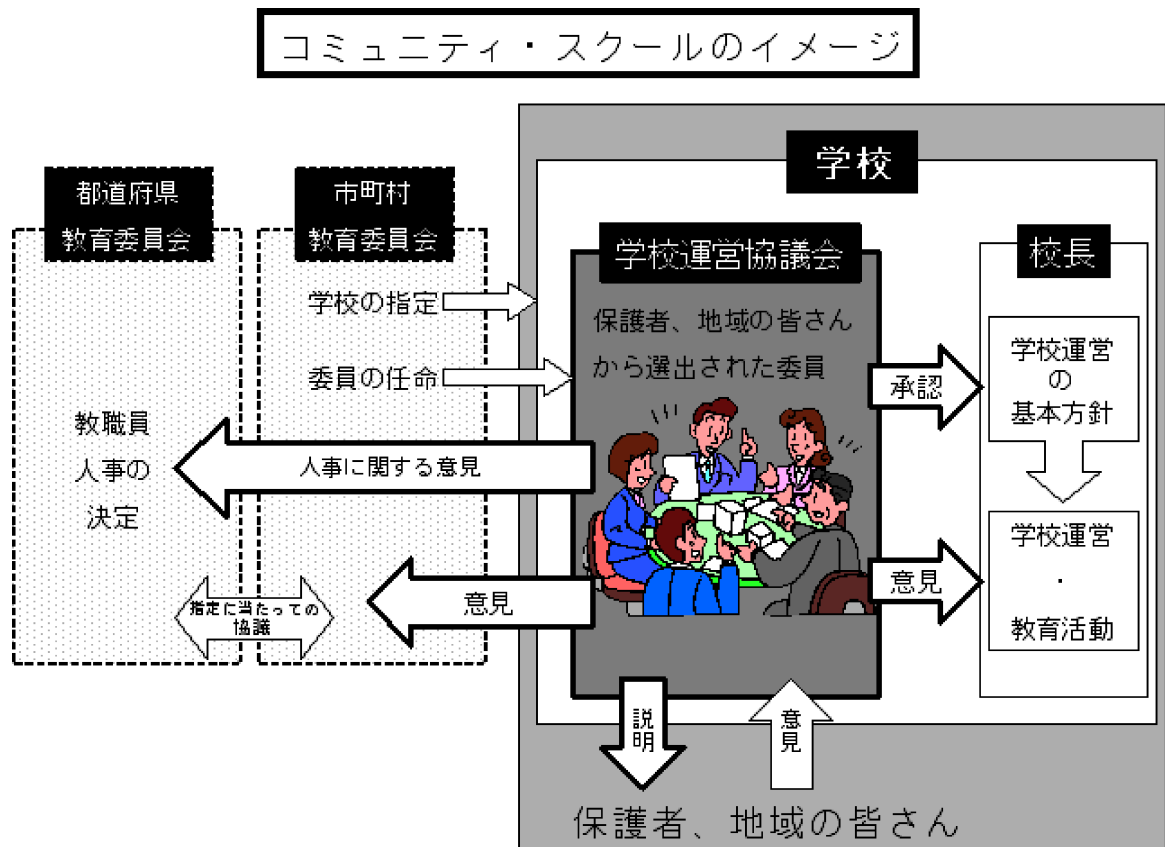
学校と地域の人々（保護者・地域住民）が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、ひいては地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながっていく。

こうした地域と共にある学校づくりを進めていくために、学校のマネジメント、協働、熟議が強く求められる。

- 学校のマネジメント：校長を中心に、人をつなぎ、学校の組織としての力を引き出していく。
- 協働：子どもを中心に据えて、学校・家庭・地域が目標を共有し、それぞれの役割をもちながら一緒になって活動していく
- 熟議：学校と地域住民が、みんなでよく考え、話し合っていく。

3 男鹿市のコミュニティ・スクールの概念図（案）





コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された。保護者や地域の方々が、学校運営協議会（保護者、地域の方々の意向を学校運営に反映させるために学校内に設置された協議会）を通じて学校運営に参画し、学校と地域が一体となってより良い教育の実現を目指す、地域に開かれ、地域に支えられる新しい学校づくりの仕組みである。

コミュニティ・スクールでは、教育課程の編成等、学校運営の基本的な方針について、保護者や地域の方々から選出された学校運営協議会が承認を行い、学校と地域が一体となって教育方針を決定していく。また、学校運営協議会では、その学校の基本的な方針を踏まえ、実現しようとする学校の教育目標・内容等に合った教職員の配置等を求める旨の意見を述べることもできる。

【学校運営協議会の主な役割】

- 校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見具申
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見具申
（教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用）

